

第 4 次  
益田市男女共同参画計画  
(素 案)

～ 性別による差別をなくし 一人ひとりが活躍し 個性と能力が輝くまち ～

令和 3 年 3 月

( 2021年 3月 )

島根県益田市



はじめに

市長あいさつを予定

## 人権尊重都市宣言に関する決議

今日の産業・経済の進展と国民生活の向上は目覚ましいものがあります。その反面、複雑多様化する社会情勢の中において、人はすべて生まれながらにして人間として尊ばれ、生きる権利を有しているにもかかわらず、ややもすると利己主張・人命軽視の風潮や、差別意識の温存、法秩序軽視など、人権尊重思想の不徹底等が懸念され、誠に憂慮に耐えないところであります。

憲法が指し示す人権の尊重とその擁護こそは、地域づくりの基本をなすものであり、その思想をより広く、かつ深く全市民に浸透させ、明るく住みよい平和な社会環境を醸成するため、人権尊重都市とすることを宣言する。

上 決議する。

平成 6 年 3 月 25 日

益 田 市 議 会

## 目次

第1部	計画策定にあたって		
1.	計画の趣旨	1	
2.	計画策定の背景	1	
	(1) 国際社会の動きと持続可能な開発目標 (SDGs)	1	
	(2) 国の動き	3	
	(3) 本市の動き	4	
	(4) <u>本市をとりまく状況</u>	6	
3.	計画の位置づけ	12	
4.	計画の期間	12	
5.	基本理念	13	
第2部	施策内容		
1.	計画の <u>施策体系</u>	15	
2.	基本目標	16	
<基本目標Ⅰ>	男女の人権の尊重	16	
	基本施策1 人権尊重の意識づくり	18	
<基本目標Ⅱ>	安心・安全な暮らしの実現	20	
	基本施策2 女性に対するあらゆる暴力の根絶	22	
	基本施策3 生涯を通じた男女の健康支援	23	
	基本施策4 安心して暮らせる環境づくり	24	
<基本目標Ⅲ>	あらゆる分野における女性の活躍	26	
	基本施策5 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大	29	
	基本施策6 女性の活躍推進	30	
<基本目標Ⅳ>	男女共同参画社会の実現に向けた環境整備	32	
	基本施策7 男女共同参画の視点に立った各種制度の整備	34	
	基本施策8 男女共同参画の視点に立った防災体制の確立	35	
第3部	計画の推進		
1.	推進体制	36	
2.	<u>市民、地域組織、事業者等との協働推進</u>	36	
3.	<u>数値目標の設定</u>	37	
4.	計画の進捗管理	38	
【資料編】			
●	男女共同参画に関する意識調査結果について	●	相談機関等
●	男女共同参画社会基本法	●	「女性の職業生活における活躍推進に関する法律」
●	「配偶者からの暴力防止及び被害者の保護等に関する法律」		
●	「配偶者からの暴力防止及び被害者の保護等に関する法律」の仕組み		
●	益田市男女共同参画推進条例	●	益田市男女共同参画推進条例施行規則
●	益田市男女共同参画審議会委員名簿	●	用語の解説

## 第1部

## 計画策定にあたって

### 1. 計画の趣旨

男女共同参画社会の実現を 21 世紀のわが国社会の形成に関する最重要課題として位置づけ、平成 11(1999)年 6 月に男女共同参画社会基本法が制定されました。

この基本法は、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に、社会のあらゆる分野で発揮できる男女共同参画社会をめざしたものです。国、地方公共団体、国民の責務を明確にしています。

本市では、この基本法の趣旨を踏まえ、平成 26(2014)年 4 月に「益田市男女共同参画推進条例」を制定し、男女共同参画社会の実現は、市の重要な課題の一つであると位置づけました。7 つの理念を基本として、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、相互の連携協力のもと、男女共同参画社会の実現をめざす、市の決意を表明しました。

また、本市の男女共同参画社会実現への推進は、第 1 次益田市男女共同参画計画(平成 13 年策定、平成 18 年改定)、第 2 次益田市男女共同参画計画(平成 23 年策定)、第 3 次益田市男女共同参画計画(平成 28 年策定)に基づき、取り組みを進めています。

この間、「配偶者からの暴力防止及び被害者の保護等に関する法律」、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」をはじめ、法制度の整備や意識啓発が行われていますが、性別による固定的役割分担意識や社会的慣習は生活の中に残っていると云えます。

また、少子高齢化の急速な進展、共働き家庭の増加、非正規労働者の増加など労働形態の変化、コロナ禍における生活様式の変化、配偶者などからの暴力被害の深刻化、防災、災害復興における男女共同参画の視点の必要性など、社会情勢が変化する中で、様々な課題への対応が必要となっています。

このような状況を踏まえ、男女共同参画のまちづくり実現のための指針となる「第 4 次益田市男女共同参画計画」を策定します。

### 2. 計画策定の背景

#### (1) 国際社会の動きと持続可能な開発目標(SDGs)

男女共同参画の取り組みは、国際連合(以下「国連」という。)を中心とした、世界的規模の動きと連動し推進されてきています。

国連では、昭和 50(1975)年を国際婦人年と定め、男女平等の推進、経済・社会・文化への婦人の参加などを目標に、世界的な活動を行うこととし、昭和 54(1979)年には、女子に対する差別の撤廃と男女平等に向けた「女子差別撤廃条約」を採択するなど、女性の地位向上をめざす取り組みを進めてきました。

また、平成 27(2015)年には、国連で先進国と発展途上国がともに取り組むべき、2030 年までの国際開発目標として、「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が

採択され、17の目標と169のターゲットからなる「持続可能な開発目標(SDGs)」が、掲げられました。SDGsは、環境・経済・社会に関わる幅広いゴール(目標)、ターゲットを設定しています。17の目標の中で「ゴール5 ジェンダー平等を実現しよう」等、本計画に関係が深い目標を意識し取り組んでいきます。

## SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

世界を変えるための17の目標



持続可能な開発目標 (SDGs)

資料：国際連合広報センター

17の持続可能な開発目標	
目標 1	あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる
目標 2	飢餓を終わらせ、食糧安全保障および栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する
目標 3	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する
目標 4	すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する
目標 5	ジェンダー平等を達成し、すべての女性および女児の能力強化を行う
目標 6	すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する
目標 7	すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する
目標 8	包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する
目標 9	強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る
目標 10	各国内および各国間の不平等を是正する

目標 11	包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市および人間居住を実現する
目標 12	持続可能な生産消費形態を確保する
目標 13	気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる
目標 14	持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
目標 15	陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、並びに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する
目標 16	持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
目標 17	持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

## （２）国の動き

日本において、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号。以下「基本法」という。）が制定されて、20年余りが経過しました。基本法では、「男女共同参画社会の形成」を、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」と定義し、その促進に関する基本的な計画として、男女共同参画基本計画を定め、施策の総合的かつ計画的な推進を図ることとしています（13条）。

平成27（2015）年8月に、女性の職業生活における活躍推進のための取り組みを定め「事業主行動計画」の策定を義務づけた、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という。）」が成立し、国における男女共同参画社会の実現に向けた取り組みは新たな段階に入りました。

同年12月に閣議決定された「第4次男女共同参画基本計画」では、めざすべき社会として「男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、多様性に富んだ豊かで活力ある社会」、「男女の人権が尊重され、尊厳をもって個人が生きることのできる社会」、「男性中心型労働慣行等の変革等を通じ、仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活その他の社会生活及び家庭生活を送ることができる社会」、「男女共同参画を我が国における最重要課題として位置づけ、国際的な評価を得られる社会」が掲げられました。

また、平成30（2018）年には、政治分野における男女共同参画の推進に関する法律（平成30年法律第28号）が、議員立法により成立しました。

平成27（2015）年に採択されたSDGsのもと、持続可能な活力ある社会を次世代に引き継ぐためには、あらゆる分野において、男女共同参画・女性活躍の視点を確保し、施策に反映する必要があるとしています。



### (3) 本市の動き

平成6(1994)年3月に本市は、人権の尊重とその擁護こそが地域づくりの基本をなすものとして、人権尊重都市宣言を行い、人権尊重のまちづくりに努めています。

平成26(2014)年4月には、益田市男女共同参画推進条例を制定し、この条例に基づき、男女共同参画社会の実現をめざしてその推進を図っています。

第3次益田市男女共同参画計画(平成28年策定)では、「男女の人権の尊重」、「安心・安全な暮らしの実現」、「あらゆる分野における女性の活躍」、「男女共同参画社会の実現にむけた環境整備」の4つの基本目標を掲げました。基本目標に対する施策として、基本施策(8項目)、具体施策(19項目)、取り組み内容(40項目)をもとに、年次ごとの事業計画に基づく施策の実施状況を、益田市男女共同参画審議会に報告し、進捗状況の課題をもとに男女共同参画の推進に取り組みました。

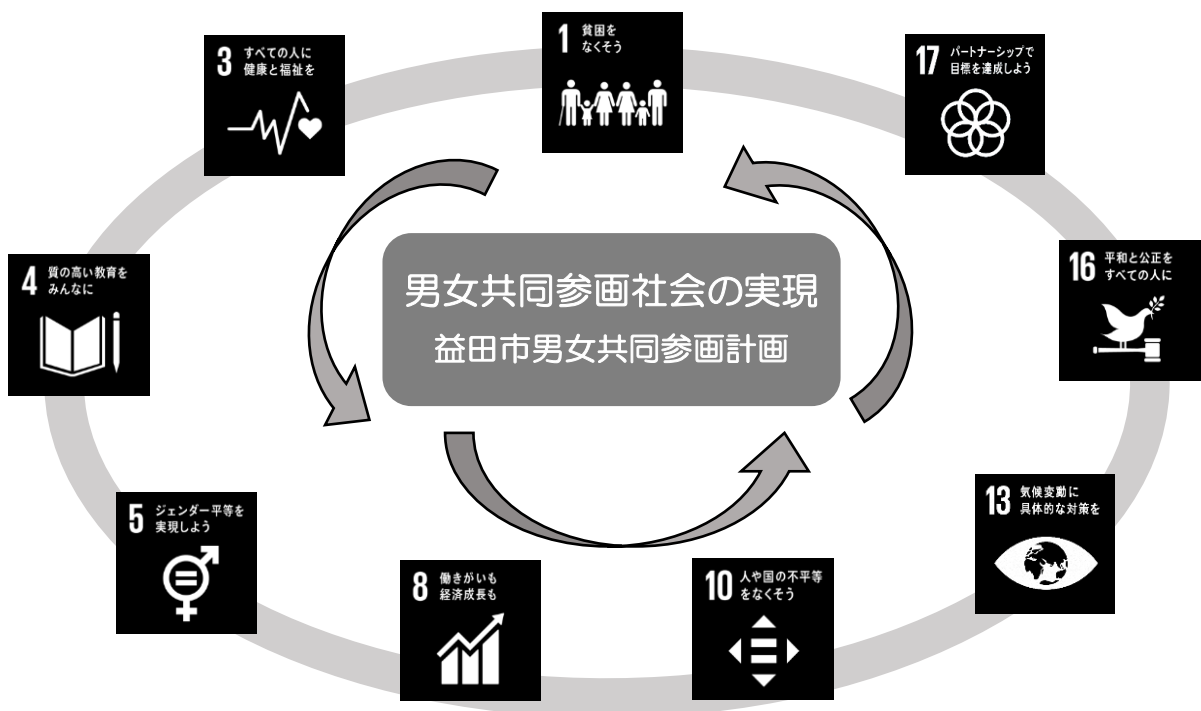
令和2(2020)年3月に実施した市民の意識調査からは、性別を理由とした固定的な役割分担意識はわずかに改善したものの、生活の様々な場面で「男性優遇」を感じる不平等感が、男女を問わず、存在していることがうかがえました。

基本法の定義にある「男女共同参画社会の実現」に至っているとは言えません。

性別による格差と差別の解消に向けて、一人ひとりが活躍し個性と能力が輝くまちとなることをめざし、第4次男女共同参画計画を策定し取り組んでいきます。

また、男女共同参画社会の実現にむけては国のSDGs実施方針をもとに、社会・環境・経済が相互に関連することを意識し、17の持続可能な開発目標の中から関連の深い9項目を結びつけ、SDGsの輪を広げて取り組んでいきます。

#### 男女共同参画計画と関わりが深い9つのゴール



<p><b>I 【男女の人権の尊重】</b></p> <p><b>基本施策1 人権尊重の意識づくり</b></p> <p> ◇一人ひとりが抱える問題に寄り添う</p> <p> ◇男女共同参画の意識づくり</p> <p> ◇性別による差別をなくす</p> <p> ◇互いの人権を尊重し誰もが暮らしやすいまち</p> <p> ◇公平・公正な相談体制</p>	<p><b>III 【あらゆる分野における女性の活躍】</b></p> <p><b>基本施策5 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大</b></p> <p> ◇決定過程への女性の参画の機会を広げる</p> <p> ◇性別に関わりなく、誰もが能力を發揮できる</p> <p> ◇公平・公正な組織運営</p>
<p><b>II 【安心・安全な暮らしの実現】</b></p> <p><b>基本施策2 女性に対するあらゆる暴力の根絶</b></p> <p> ◇生活の安定への支援</p> <p> ◇女性に対する暴力の根絶</p> <p> ◇互いの人権を尊重する</p> <p> ◇安心して相談できる支援体制</p>	<p><b>基本施策6 女性の活躍推進</b></p> <p> ◇情報発信と意識啓発</p> <p> ◇性別を理由にした固定的慣習をなくしあらゆる分野への女性の参画をすすめる</p> <p> ◇誰もが働きがいのある仕事ができる</p> <p> ◇性別にかかわらず誰もが能力を發揮できる</p>
<p><b>基本施策3 生涯を通じた男女の健康支援</b></p> <p> ◇生活を支える切れ目のない支援</p> <p> ◇生涯を通じた健康づくり</p> <p> ◇健康に関する知識の普及</p> <p> ◇性差に応じた健康支援</p>	<p><b>IV 【男女共同参画社会の実現に向けた環境整備】</b></p> <p><b>基本施策7 男女共同参画の視点に立った各種制度の整備</b></p> <p> ◇社会保障制度の充実による男女共同参画の推進</p> <p> ◇保育体制の確保、介護支援の充実</p> <p> ◇ジェンダー平等に向けた施策の推進</p> <p> ◇交流により、市民みんなで男女共同参画を推進する</p>
<p><b>基本施策4 安心して暮らせる環境づくり</b></p> <p> ◇困難を抱えている人への自立支援</p> <p> ◇福祉サービスの充実</p> <p> ◇男女共同参画の推進</p> <p> ◇関係機関との連携による支援</p>	<p><b>基本施策8 男女共同参画の視点に立った防災体制の確立</b></p> <p> ◇男女共同参画の視点を取り入れた防災対策</p> <p> ◇災害に備える防災の取り組み</p>

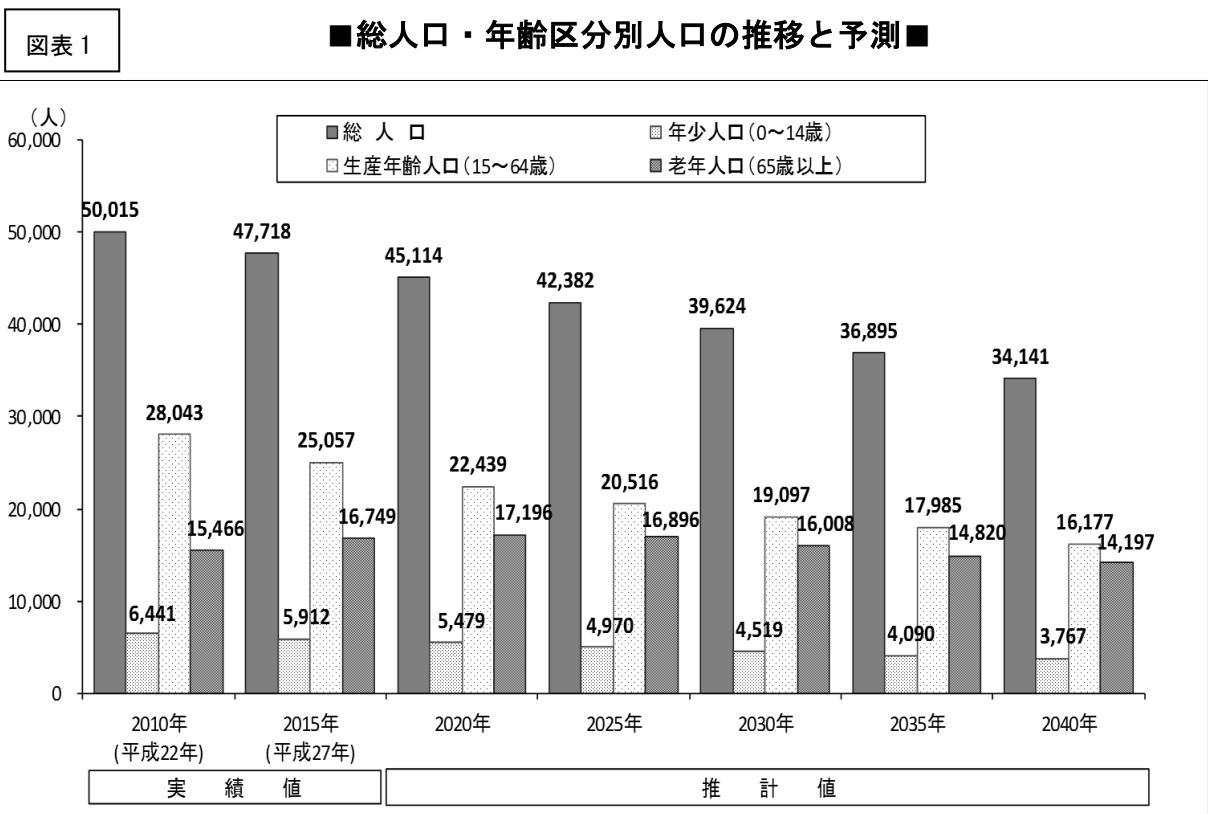
#### (4) 本市をとりまく状況

##### ア. 人口等の状況

##### (ア) 少子高齢化の進行

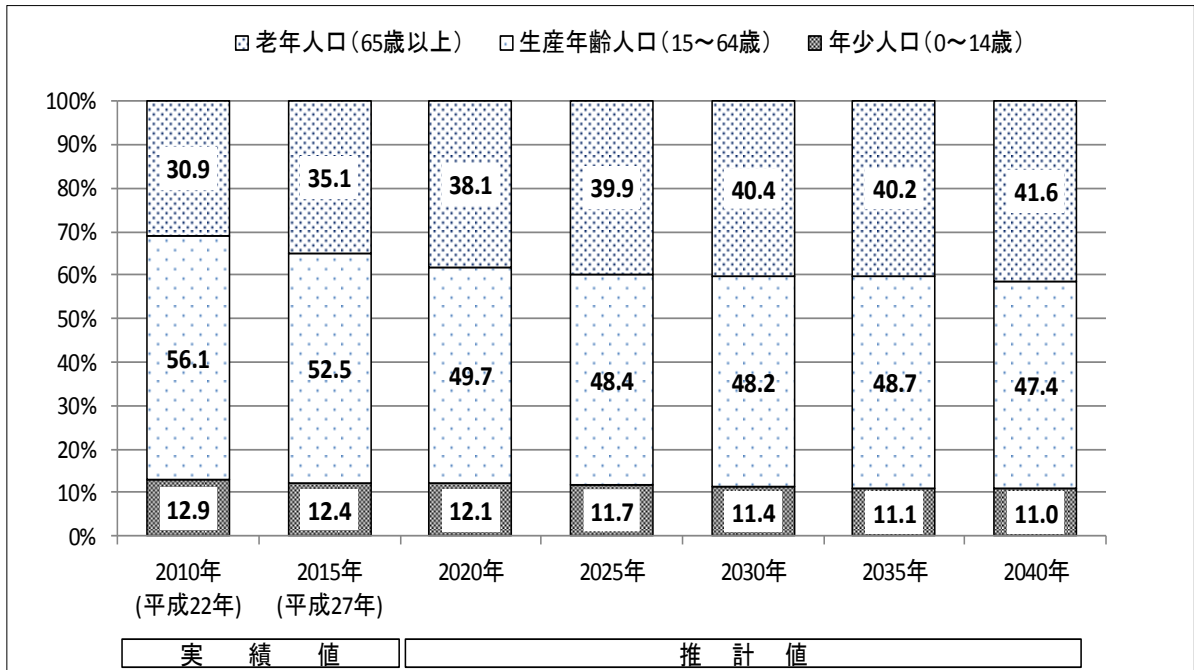
本市の総人口は、平成30年度末では46,532人ですが、その後は一貫して減少すると推計されています。年齢区分別では、14歳以下の年少人口は一貫して減少し、また、65歳以上の老年人口は2020年をピークに減少傾向で推移すると推計され、2040年には高齢化率が41.6%になると推計されています。

また、出生数は、平成26年は343人で、その後増減を繰り返しながら平成30年には319人に減少しています。人口千人当たり出生率は、平成26年は7.0%で、その後増減し、平成28年の7.5%をピークに平成30年には6.8%に減少しています。各年ともに島根県に比べると低くなっています。



図表 2

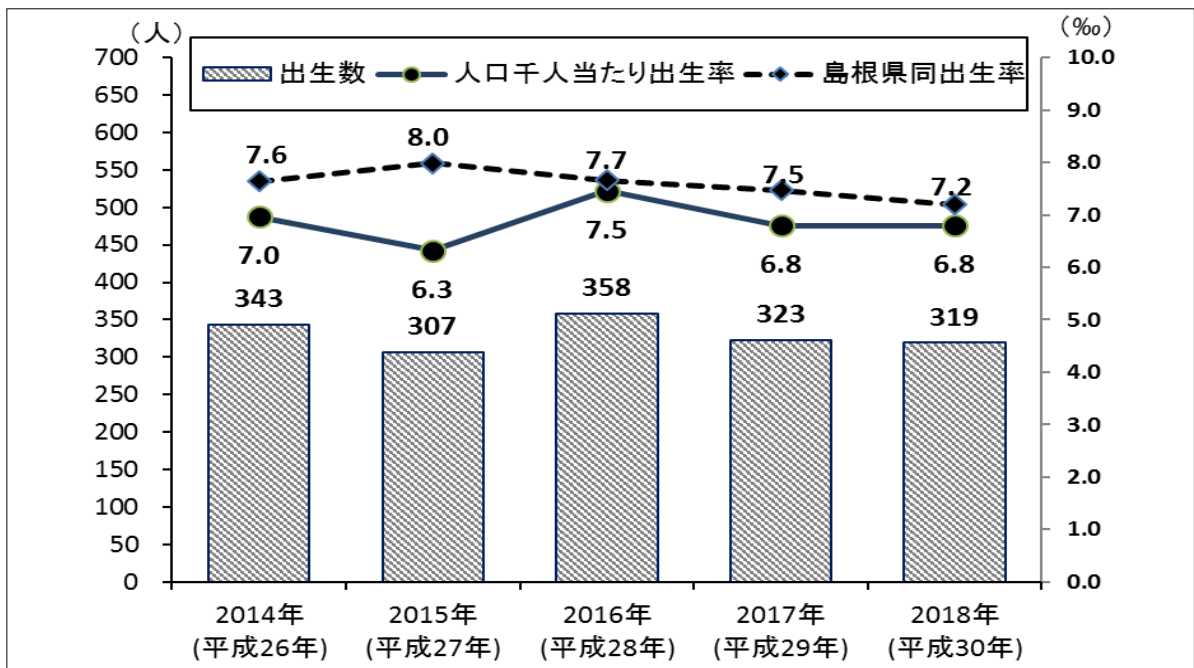
■ 総人口・年齢区分別人口の推移と予測（割合） ■



資料：2015年までは国勢調査実測値、2020年以降は社人研推計値

図表 3

■ 出生数の推移 ■



資料：住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数(総務省)

## (イ) 家族形態の変化

本市の家族類型別の世帯総数について、平成22年、平成27年の国勢調査からは、5年間で世帯総数は211件減少し、平成27年には18,982件となった一方で、単独世帯は412件増加し、5,485件となっています。

また、男親又は女親と子ども世帯が全世帯総数に占める割合は、H22年、H27年とも8.8%となっています。

世帯総数が減少し、単独世帯が増加傾向にあることや、男親又は女親と子どもの世帯が約1割を占める中で、雇用の安定や、生活環境の確保などが課題と言えます。

図表4

### ■益田市の家族類型別の一般世帯の推移■

年	人口 (人)	世帯総数 (不詳を含む)	親族世帯				非親族 を含む 世帯	単独世帯
			核家族			核家族 以外		
			夫婦のみ	夫婦と 子ども	男親又は女親 と子ども			
平成22年	50,015	19,193	4,865	4,158	1,688	3,285	123	5,073
平成27年	47,718	18,982	4,848	4,048	1,677	2,772	132	5,485

資料：国勢調査/H22、H27人口等基本集計、小地域集計

世帯総数に占める	ひとり親世帯の割合	H22	8.79%	H27	8.83%
	単独世帯の割合	H22	26.4%	H27	28.9%

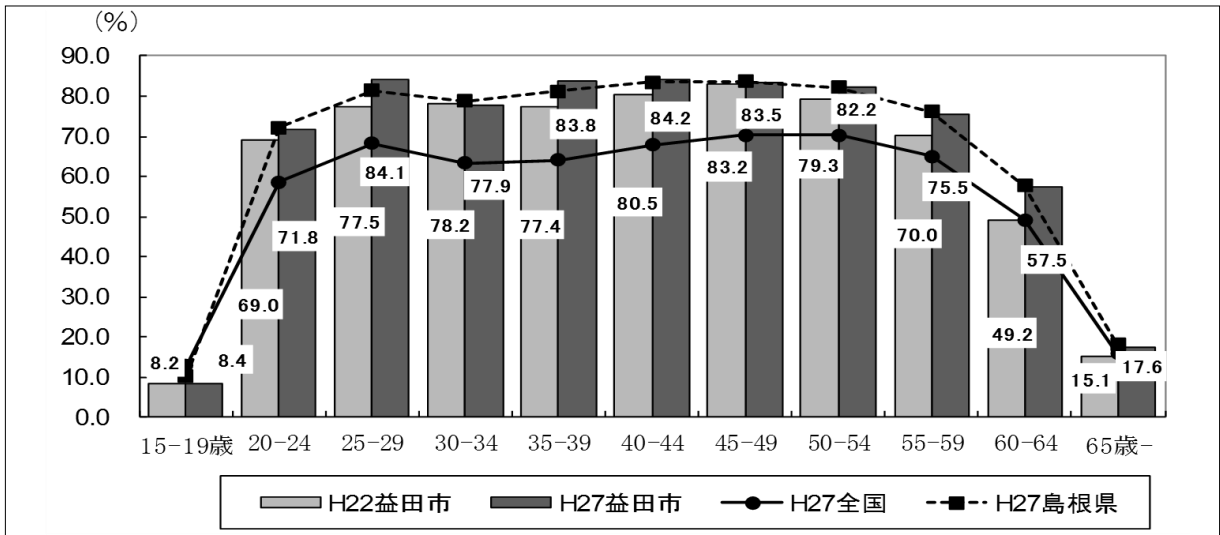
## イ. 労働状況の変化

女性の就業率については、平成 22 年から平成 27 年にかけて、20 歳以上の年代は、30-34 歳を除き、いずれも就業率が増加しています。特に、25-29 歳、35-39 歳は増加幅が大きくなっています。

また、第 2 期益田市子ども・子育て支援事業計画に関する意識調査によると、母親の就労状況は、就学前では、「フルタイムで就労している」が 42.3%から 49.4%に、7.1 ポイント増加しています。その一方で、小学生では、「フルタイムで就労している」が 65.2%から 56.4%に 8.8 ポイント減少し、「パート・アルバイト等で就労している」が 21.9%から 29.8%へ 7.9 ポイント増加しています。

図表 5

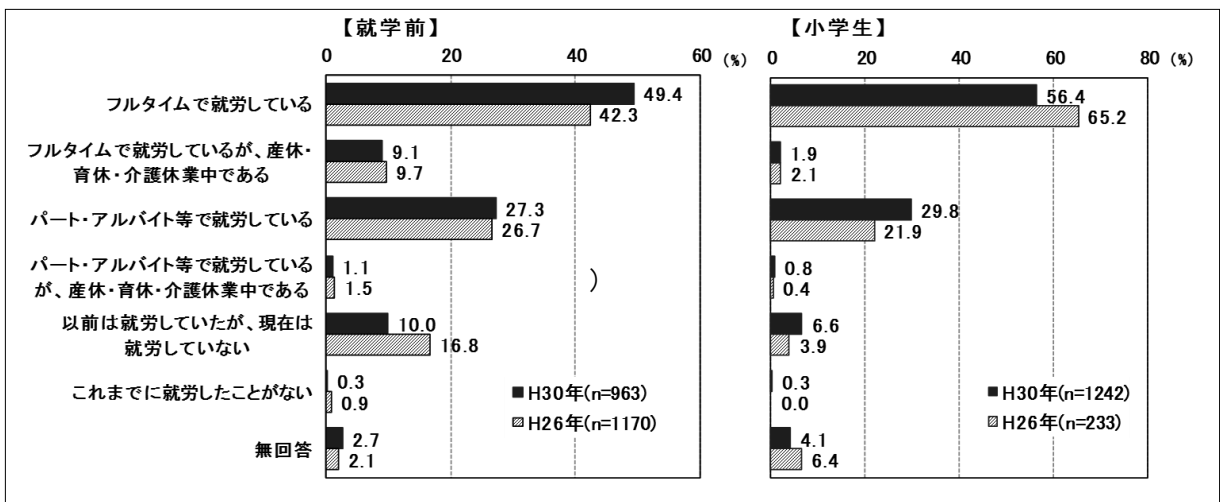
■女性就業率の推移■



資料：国勢調査

図表 6

■就労状況（母親）■



資料：図表 6 は、第 2 期益田市子ども・子育て支援事業計画より抜粋し引用

ウ. 政策・方針決定過程への女性の参画の状況

図表 7

■県及び市町村における審議会等の女性の参画率■ 現在未発表

令和 2 年 4 月 1 日現在

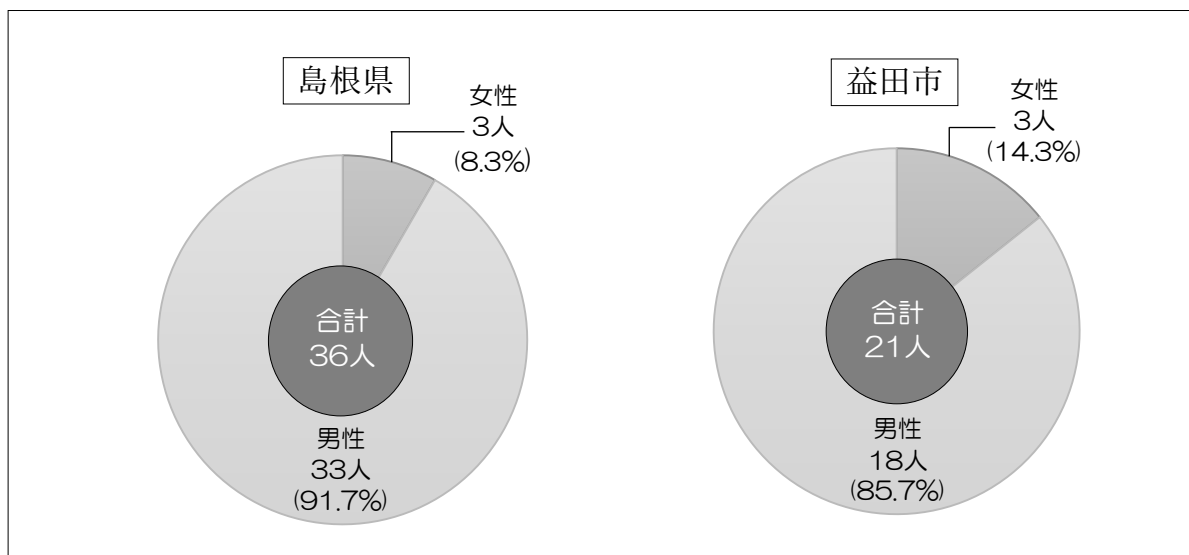
	審議会等数		委員実数(人)		女性参画率(%)	
		うち 女性を含む 審議会等		うち 女性(人)		H31.4.1 現在
島根県	129 (休止中・委員不在等 24 審議会を含む)	—	1,546 (休止中・委員不 在等を除く)	730 (休止中・委員不 在等を除く)	47.2	46.5
市町村 (8 市 11 町村)	679	543	8,732	2,253	25.8	25.4
益田市	62	55	949	279	29.4	29.1

資料：地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況調査  
(内閣府)

令和 2 年 4 月 1 日現在で、益田市議会の女性議員の割合は 14.3%、県議会の女性議員は 3 名選出されています。

図表 8

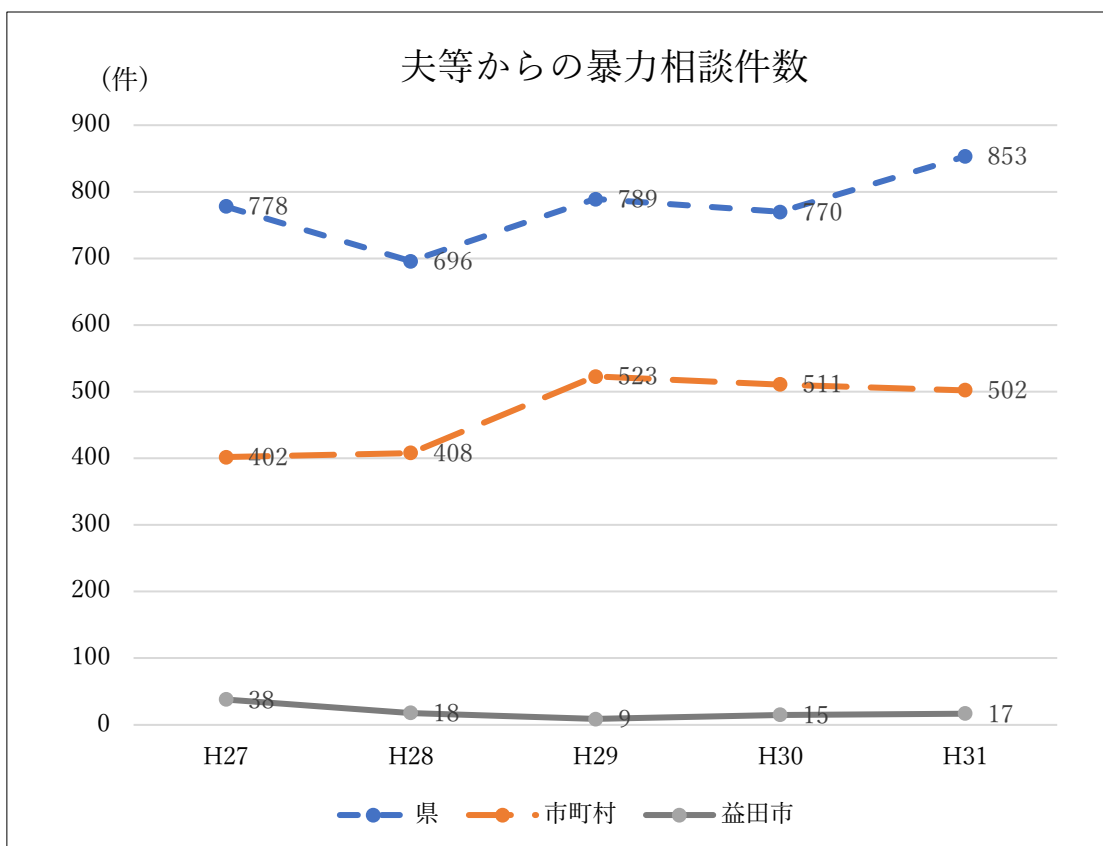
■地方議会における女性の議員の割合■



工. 相談窓口における夫等からの暴力を主訴とする相談件数

図表 9

■夫等からの暴力を主訴とする窓口相談件数(島根県調べ)■



資料：配偶者暴力に係る相談件数（女性相談センター）、夫等の暴力件数（青少年家庭課）



### 3. 計画の位置づけ

- 本計画は、男女共同参画社会基本法第14条第3項に基づく「市町村男女共同参画計画」、益田市男女共同参画推進条例第9条に基づく「男女共同参画計画」として、位置づけます。
- 本計画は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に基づく計画であるとともに、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という。）」に規定する計画にあたります。
- 本計画は、益田市総合振興計画や関連する諸計画との整合性を図り、本市における男女共同参画社会の実現を総合的かつ計画的に推進するための指針として示すものです。

### 4. 計画の期間

本計画の期間は、令和3(2021)年度から令和7(2025)年度までの5年間とします。  
 なお、社会情勢の変化などに対応するため、必要に応じて計画の見直しを行います。

令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
第3次計画								
次期計画の検討	第4次計画					次期計画の検討	第5次計画	

## 5. 基本理念

本計画では、男女共同参画社会基本法の5つの基本理念を踏まえ、益田市男女共同参画推進条例に規定している7つの基本理念に基づいて、男女共同参画社会の実現をめざします。

### □男女共同参画社会基本法の5つの基本理念

基本理念	①男女の人権の尊重
	②社会における制度又は慣行についての配慮
	③政策等の立案及び決定への共同参画
	④家庭生活における活動と他の活動の両立
	⑤国際的協調

### □益田市男女共同参画推進条例の7つの基本理念

基本理念	①男女が個人としての尊厳が重んじられ、性別による差別的な取扱いを受けず、個人として能力を発揮する機会が確保されること。
	②ドメスティック・バイオレンスその他性別に起因する暴力的行為が根絶されること。
	③社会における制度や慣行が男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことがないよう配慮されること、及び男女が性別による固定的な役割分担にとらわれることなく多様な生き方を選択できること。
	④男女が社会の対等な構成員としてそれぞれのワーク・ライフ・バランスを尊重され、市における政策又は事業者における方針の立案及び決定の過程に参画する機会が確保されること。
	⑤家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、家事、育児、介護等について、家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、社会における活動に対等に参画することができること。
	⑥妊娠、出産その他の性と生殖に関する事項に関し、男女が互いの性を理解し合うこと、自らの意思が尊重されること、及び生涯にわたり健康な生活を営むことができること。
	⑦男女共同参画社会の形成の促進に関する国際社会の動向に留意し、協調して行われること。

※ ドメスティック・バイオレンス（DV）

配偶者その他親密な関係にある、又はあった者から振るわれる身体的、精神的、性的、社会的、経済的など、あらゆる形の暴力行為をいう。

※ ワーク・ライフ・バランス（和訳：仕事と生活の調和）

一人ひとりが、やりがい及び充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、仕事と家庭、地域生活等との調和が保たれ、人生の各段階に応じて多様な生き方を選択し、及び実現できることをいう。

※ ジェンダー

「社会的・文化的に形成された性別」をいう。社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」(ジェンダー/gender)という。「社会的・文化的に形成された性別」は、それ自体によい、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われている。

## 第2部

## 施策内容

### 1. 計画の施策体系

基本目標（4項目）		基本施策（8項目）		具体施策（19項目）
I	男女の人権の尊重	1	人権尊重の意識づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) <u>男女共同参画社会の実現に向けた意識啓発の推進</u></li> <li>(2) 学校教育における男女共同参画の推進</li> <li>(3) 社会教育における男女共同参画の推進</li> <li>(4) 相談体制の充実</li> </ul>
II	安心・安全な暮らしの実現	2	女性に対するあらゆる暴力の根絶	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 暴力根絶に向けた意識啓発の推進</li> <li>(2) 適切な相談の実施</li> <li>(3) 被害者に対する支援</li> </ul>
		3	生涯を通じた男女の健康支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 性差に応じた健康支援</li> <li>(2) 妊娠・出産等に関する健康支援</li> </ul>
		4	安心して暮らせる環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 男女共同参画の視点に立った生活支援</li> <li>(2) 福祉サービスの充実</li> </ul>
III	あらゆる分野における女性の活躍	5	政策・方針決定過程への女性の参画の拡大	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 審議会等への女性の積極的登用</li> <li>(2) 庁内における女性の積極的登用</li> <li>(3) 地域における男女共同参画の推進</li> </ul>
		6	女性の活躍推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 男女共同参画に取り組む事業者への支援（<u>ワーク・ライフ・バランスの実現</u>）</li> <li>(2) 多様な働き方への支援</li> </ul>
IV	男女共同参画社会の実現に向けた環境整備	7	男女共同参画の視点に立った各種制度の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 子育て支援の充実</li> <li>(2) 介護支援の充実</li> </ul>
		8	男女共同参画の視点に立った防災体制の確立	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 防災分野での男女共同参画の推進</li> </ul>

## 2. 基本目標

### 基本目標Ⅰ 男女の人権の尊重

男女共同参画社会を実現するには、性別に関わりなく、互いを個人として尊重することが大切です。

個人の意思により選択されたものでない、性別を理由とした固定的な役割分担意識は、男女共同参画の推進の妨げになると考えます。

市民の意識調査からは、性別を理由とした固定的な役割分担意識は、わずかに改善したものの、生活の中で「男性優遇」を感じる、男女の不平等感が、性別を問わず存在していることがうかがえます。特に、女性では、すべての項目で、「男性優遇」を感じる率が、男性をうわまわっていました。

本市では、条例において、男女共同参画を「男女が性別にかかわらず個人として尊重され、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、その個性と能力を十分に発揮でき、共に責任を担うことをいう」と、定義しています。

性別に関わりなく、互いを個人として尊重することのできる人権尊重の意識づくりを、家庭、学校、地域、職場で、相互に働きかけながらすすめていきます。

また、研修や連携をとおして、相談員の資質の向上を図り、相談体制の充実に取り組みます。

#### <現状と課題>

本市で、令和2年3月に実施した「男女共同参画に関する意識調査（以下「意識調査」という）」の結果によると、男女の地位の平等についての質問では、男性の方が優遇されていると答えた人の割合が、政治の場では81.9%（平成27年5月に実施した前回調査（以下「前回という」）82.3%）、社会通念・慣習・しきたりなどでは78.7%（前回81%）、社会全体では78.7%（前回80.4%）と5年前の調査よりもわずかに減少しているものの、さまざまな領域での男女不平等（男性優遇）を感じている人が、約8割を占めています。

また、固定的な役割分担意識への問いについては、「男は外で働き、女は家庭を守るべきである」と肯定的に答えた人の割合は、33.7%（前回35.9%）、「自治会などの団体の代表者は男性の方がうまくいく」と肯定的に答えた人の割合は、63.9%（前回64.7%）、「女性には細やかな気配りが、男性にはいざというときの決断力が必要だ」と肯定的に答えた人の割合は、67.5%（前回71.5%）でした。

性別や年齢層によって差はあるものの、全体的には依然として固定的な役割分担意識が強く残っています。



## 基本施策 1 人権尊重の意識づくり



### (1) 男女共同参画社会の実現に向けた意識啓発の推進

	具体的取り組み	取り組みの内容	所管課
1	講演会や研修の開催	<p><u>性別による人権問題をはじめ、あらゆる人権問題の解決に向けて人権尊重意識を高めるための講演会や研修を開催します。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●人権教育、啓発活動の実施</li> <li>●男女共同参画に関する講座等の実施</li> <li>●コロナ禍における啓発への工夫</li> <li>●益田市男女共同参画計画の周知</li> </ul>	人権センター
2	意識啓発の充実	<p><u>男女共同参画の視点に立った慣行の見直しや意識啓発を進めます。また、男女共同参画に関する世界や国の動きについて、情報提供を行います。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●市広報やホームページ、ケーブルテレビ等での情報提供</li> <li>●男女共同参画週間や人権週間でのパネル展示</li> <li>●男女共同参画通信の発行</li> <li>●男女共同参画に関する書籍やDVD等の資料の充実</li> <li>●庁内メールでの情報発信</li> </ul>	人権センター

### (2) 学校教育における男女共同参画の推進

	具体的取り組み	取り組みの内容	所管課
3	男女共同参画の視点に立った学校教育の充実	<p>学校教育全体を通じて、男女共同参画の視点に立った教育の充実を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●人権の尊重についての教育の推進</li> <li>●男女平等、男女相互理解についての教育の推進</li> <li>●家族や家庭生活の大切さについての教育の推進</li> </ul>	学校教育課
4	教職員に対する男女共同参画の意識づくり	<p>男女共同参画への理解を深めるため、教職員を対象とした研修を実施します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●男女共同参画を進めるための教職員研修の実施</li> <li>●女性の人権課題を取り上げた教職員研修の実施</li> </ul>	学校教育課 人権センター

(3) 社会教育における男女共同参画の推進

	具体的取り組み	取り組みの内容	所管課
5	学習機会の提供	固定的な性別役割分担意識の見直し等、男女共同参画に関する理解を深めるための取り組みを行います。 ●市民学習センターでの講座の実施 ●各地区公民館での学習機会の提供 ●世代間交流等、対話を通じた働きかけの実施	社会教育課

(4) 相談体制の充実

	具体的取り組み	取り組みの内容	所管課
6	相談体制の強化	あらゆる人権問題の相談に対応するため、相談担当者の資質の向上や相談体制の充実を図るとともに、関係機関との連携強化に努め、支援の充実を図ります。 ●行政機関等相談担当者ネットワーク会議の充実	人権センター
7	研修会等の実施	生活相談員等の資質向上のための研修会を実施します。 ●DV等男女共同参画に関するテーマを取り入れた講座の実施	福祉総務課



## 基本目標Ⅱ 安心・安全な暮らしの実現

女性に対する暴力をはじめ、あらゆる暴力は重大な人権侵害です。

個人の人権を著しく侵害し、その自立や自由な活動を妨げる暴力の根絶のために、未然防止や若年期からの予防を啓発し、被害者の保護、支援に取り組む必要があります。

市民の安心・安全な暮らしを実現するためには、ドメスティック・バイオレンス（DV）、デートDV、性犯罪、マタニティ・ハラスメント、セクシャル・ハラスメントなどの、人権侵害を生み出さない、許さない取り組みが必要です。さらに、DV被害を深刻化させないためには、相談につながる行動がとれるよう相談窓口や支援内容の周知が重要です。

また、安心して新たな命を育み、出産し、子どもを育てることのできる健康支援や環境づくり、性差に応じた健康支援や健康づくりは、男女とも生涯を通じて大切です。

高齢化や核家族化、単身世帯の増加傾向の中で、介護や子育て、障がい者への支援の充実を求める声は強まっているといえます。

あわせて、女性の就業率の増加、就労形態の変化、コロナ禍における経済に与える影響や生活様式の変化など、暮らしをとりまく様々な変化の中で、福祉サービスの充実や、男女共同参画の視点に立った生活支援に取り組むことで、安心・安全な暮らしの実現を図ります。

### <現状と課題>

意識調査の結果によると、セクシャル・ハラスメントの被害について、自分自身が被害を受けたと答えた女性の割合は 26.2%（前回 14.7%）、ドメスティック・バイオレンス（DV）の被害について、自分自身が被害を受けたと答えた女性の割合は、身体的暴力 12.7%、精神的暴力 19.1%、性的暴力 9.3%でした。暴力そのものの根絶に向けて、引き続き、発生防止のための意識啓発、被害者支援の充実が必要です。

被害者の保護、支援のためには、日常生活の中で相談機関を知ることが必要です。意識調査の結果によると、DVの相談機関について男女とも約6割が知らないと答えており、全体では58.0%（前回 63.7%）と、前回より減少したものの、回答した人の半数以上が知らないと答えています。相談機関の周知徹底が必要です。

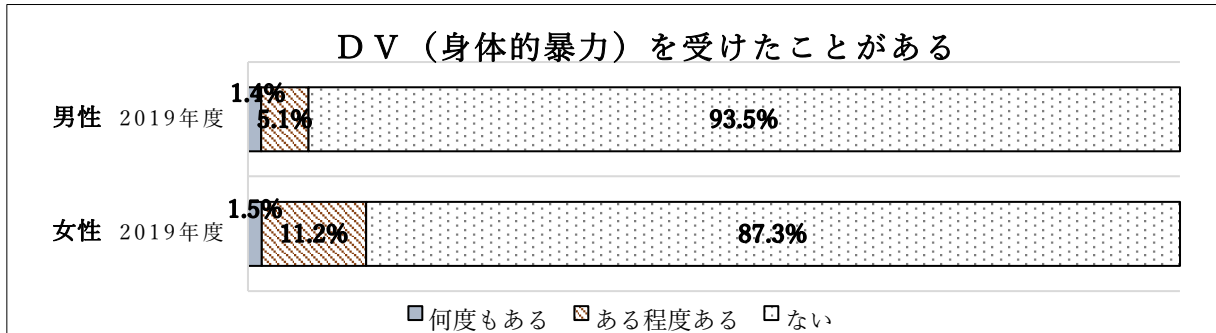
また、セクシャル・ハラスメントを受けたことがあると答えた人は、女性の26.2%、妊娠・出産・育休が理由で職場からの嫌がらせを受けたことがあると答えた人は、女性で9.0%、男性で、9.7%でした。

出産・育休が理由での職場からの嫌がらせは、女性だけでなく、男性にも同様にあることがわかりました。

男女共同参画社会で実現される安心・安全な暮らしのために、男女ともに健康で暴力のない多様な生き方が尊重される環境づくりを進めていきます。

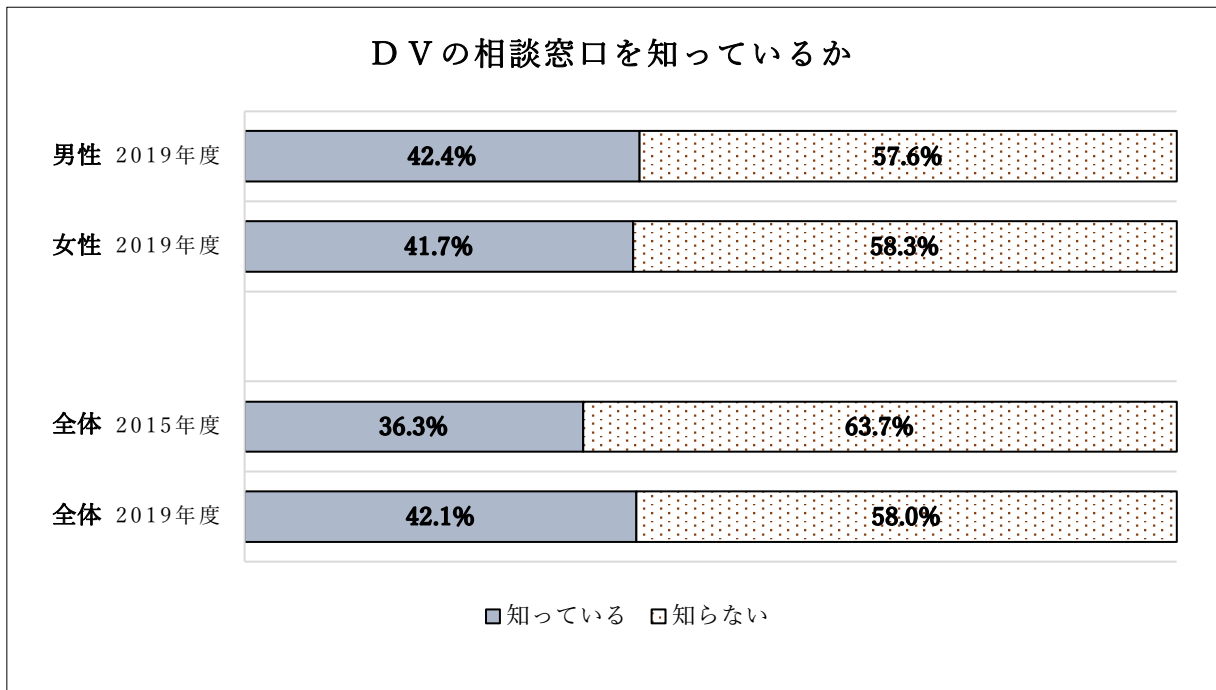
図表 11

■ DV (身体的暴力) の被害状況 ■



図表 12

■ DV 相談窓口の認知度 ■



資料：図表 11、図表 12 令和 2 年 3 月「男女共同参画に関する市民の意識調査」

※マタニティ・ハラスメント (マタハラ)

働く女性が妊娠・出産を理由として職場で受ける精神的・肉体的な嫌がらせ行為。

※セクシャル・ハラスメント (セクハラ)

性的な言動による嫌がらせ行為。

※デートDV (交際相手からの暴力)

身体的、精神的、性的、社会的、経済的など、あらゆる形の暴力行為をいう。

## 基本施策 2 女性に対するあらゆる暴力の根絶



### (1) 暴力根絶に向けた意識啓発の推進

	具体的取り組み	取り組みの内容	所管課
8	意識啓発と予防の充実	<p>女性に対する暴力が重大な人権侵害であることを周知し、暴力防止に向けた講演会や街頭啓発活動を行い、意識啓発に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●「女性に対する暴力をなくす運動」啓発活動への参加</li> <li>●市広報やホームページ、ケーブルテレビ等での情報提供</li> <li>●リーフレットや相談カードの設置</li> <li>●DV相談窓口の周知</li> <li>●セクシャル・ハラスメント、パワー・ハラスメント マタニティ・ハラスメント防止対策の推進</li> <li>●性犯罪・性暴力に対する啓発の推進</li> </ul>	子ども家庭支援課 人権センター 産業支援センター 教育総務課
9	若年層への意識啓発	<p>男女の人権尊重の意識啓発及びデートDVの未然防止教育を積極的に行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●中学生を対象としたデートDV防止教育の実施</li> <li>●教職員を対象としたデートDVの研修会の実施</li> </ul>	人権センター 学校教育課

### (2) 適切な相談の実施

	具体的取り組み	取り組みの内容	所管課
10	相談体制の充実	<p>相談しやすい体制づくりに努め、相談者へ適切な支援を行います。また、相談担当者の資質向上のため、県等関係機関が実施する研修に積極的に参加します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●各機関での相談体制の充実</li> <li>●研修等による相談担当者の資質の向上</li> </ul>	子ども家庭支援課 人権センター
11	関係機関との連携強化	<p>庁内外の関係機関との連携強化を図り、適切な支援が行えるように努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●益田圏域女性に対する暴力対策関係機関連絡会への参加</li> <li>●女性相談庁内連絡会の開催</li> </ul>	子ども家庭支援課

(3) 被害者に対する支援

	具体的取り組み	取り組みの内容	所管課
12	被害者支援の充実	関係機関との連携により、被害者に対する適切な情報提供及び支援に努めます。 ●ワンストップ・同行支援の実施 ●児童相談所、警察署と連携した支援の実施	子ども家庭支援課

**基本施策 3 生涯を通じた男女の健康支援**



(1) 性差に応じた健康支援

	具体的取り組み	取り組みの内容	所管課
13	性教育の実施	<u>男女が互いの性差を理解し、性の多様性を認めあい、健康で自分らしく生きる取り組みを行います。</u> 「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」(性と生殖に関する健康と権利)の視点を持ち取り組みます。 ●学校における性教育の実施 ●性に関する情報提供	学校教育課
14	健康の保持増進	男女が性差に応じた健康保持を支援するための取り組みを推進します。男女が適切に健康の自己管理ができるよう生涯を通じた健康保持に関する普及啓発に努めます。 <u>「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」(性と生殖に関する健康と権利)の視点を持ち取り組みます。</u> ●健康相談、健康教育の実施 ●健康教育等で、男性の調理実習等、男女共同参画の視点をもつ	健康増進課

※ パワー・ハラスメント

職場において行われる優越的な関係を背景とした言動であり、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、労働者の就業環境が害されるもの。

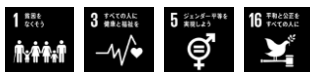
※ リプロダクティブ・ヘルス/ライツ (性と生殖に関する健康と権利)

身体的、精神的、社会的に良好な状態にあり、安全に性生活を営み、子どもをいつ何人産むか産まないかなどについて、女性の自己決定を尊重する考え方のことで、安全な妊娠・出産や子どもが健康に生まれ育つことなどが含まれている。広く女性の生涯にわたる健康の確立をめざすものであり、国際的に女性の人權の一つとして認識されている。

(2) 妊娠・出産等に関する健康支援

	具体的取り組み	取り組みの内容	所管課
15	子どもと妊産婦の健康支援	<p>妊娠・出産期における子どもと母親の健康を確保し、育児支援の充実を図ります。</p> <p><u>「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」(性と生殖に関する健康と権利)</u>の視点を持ち取り組みます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●母子健康手帳交付時の保健指導・相談の充実</li> <li>●妊婦健診に対する費用の助成</li> <li>●妊婦とその家族を対象にした事業の実施</li> <li>●乳児家庭全戸訪問事業の実施</li> </ul>	<p>子ども家庭支援課</p> <p>子育て支援センター</p>

**基本施策 4 安心して暮らせる環境づくり**



(1) 男女共同参画の視点に立った生活支援

	具体的取り組み	取り組みの内容	所管課
16	相談体制の充実	<p>困難な状況に置かれている家庭、高齢者、障がい者、外国人等からの相談に対して、適切な支援を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●<u>連絡会議を開催し、相談支援関係機関との連携強化を図る</u></li> <li>●<u>事例検討に、男女共同参画の視点を持つ</u></li> </ul>	<p>障がい者福祉課</p> <p>子ども家庭支援課</p> <p>高齢者福祉課</p> <p>福祉総務課</p> <p>人権センター</p>
17	自立のための支援	<p>ひとり親家庭等の自立と就業の促進に対して、きめ細かい支援の充実に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●母子家庭高等技能訓練促進給付金の支給</li> <li>●児童扶養手当の支給</li> <li>●自立支援教育訓練給付金の支給</li> </ul>	子ども福祉課
18	関係機関との連携	<p>困難な状況に置かれているひとり親家庭、高齢者、障がい者、外国人等に対して、医療、教育、就労等分野を超えた総合的な取り組みが必要であるため、関係機関と連携を図り支援を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●<u>関係機関との連携を図り、状況に応じた対応を行う</u></li> </ul>	全課
19	外国人保護者に対する支援	<p>言葉や文化・習慣の違いにより課題を抱えた外国人の子育て家庭に対して支援を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●<u>子育て家族の交流の場の提供</u></li> </ul>	子ども福祉課

(2) 福祉サービスの充実

	具体的取り組み	取り組みの内容	所管課
20	高齢者福祉サービスの充実	<p>認知症や一人暮らしの高齢者をはじめとして、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう高齢者福祉サービスの充実を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●福祉サービスガイド「ちえぶくろ」・パンフレット配布、ホームページ掲載等による情報提供</li> <li>●介護保険制度の充実</li> <li>●介護保険制度以外のサービスの充実</li> </ul>	高齢者福祉課
21	障がい者福祉サービスの充実	<p>障がい者が住み慣れた地域で安心して自立した生活を営むことができるよう障がい者福祉サービスの充実を図ります。</p> <p><u>また、介護離職者ゼロをめざします。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●移動支援事業・日中一時支援事業の実施</li> <li>●児童発達支援・放課後等デイサービスの実施</li> <li>●ユニバーサルデザインの推進</li> </ul>	障がい者福祉課

※ユニバーサルデザイン

障がいの有無、年齢、性別、人種等に関わらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方のこと。

## 基本目標Ⅲ あらゆる分野における女性の活躍

政策・方針決定の過程において、男性のみならず女性の声を反映させることは、男女共同参画社会の実現にとって欠かせないことです。

家庭、職場、地域、学校、政治など、あらゆる分野において、男女が政策や方針などを決定する場面に、共に参画する機会を平等に持つこと。その機会を十分に活用すること。そして一人ひとりの個性や意見を尊重するまちづくりに取り組むことが必要です。

女性の少ない領域に女性の参画を増やしていくためには、社会全体でのワーク・ライフ・バランスに向けた取り組みが重要です。

仕事・家庭・自分自身のための時間を、男女を問わず、それぞれがどのように配分したいかについての個人の理想が、十分に尊重されることで、男性も女性もさまざまな領域で活躍することが可能となります。ワーク・ライフ・バランスが尊重できる事業者への支援、多様な働き方への支援などを通して、ワーク・ライフ・バランスの推進を図ります。

また、家事分担を主に女性が担っている状況がある中で、性別による固定観念をなくし、家族一人ひとりが家庭生活を共にする構成員として、生活に伴う役割を共におこない、ライフスタイルの選択ができるよう、意識づくり、環境づくりに取り組んでいきます。

### <現状と課題>

本市では、審議会等への女性の参画率を40%にすることを目標に取り組みを進めてきました。令和2年度の審議会等への女性の参画率は、島根県47.2%、市町村全体で25.8%、益田市は、29.4%でした。

女性が含まれない審議会等のゼロをめざすなど、庁内や地域においても、意思決定の場へ女性の参画の拡大を図る取り組みを進め、女性の参画率向上を実現していく必要があります。

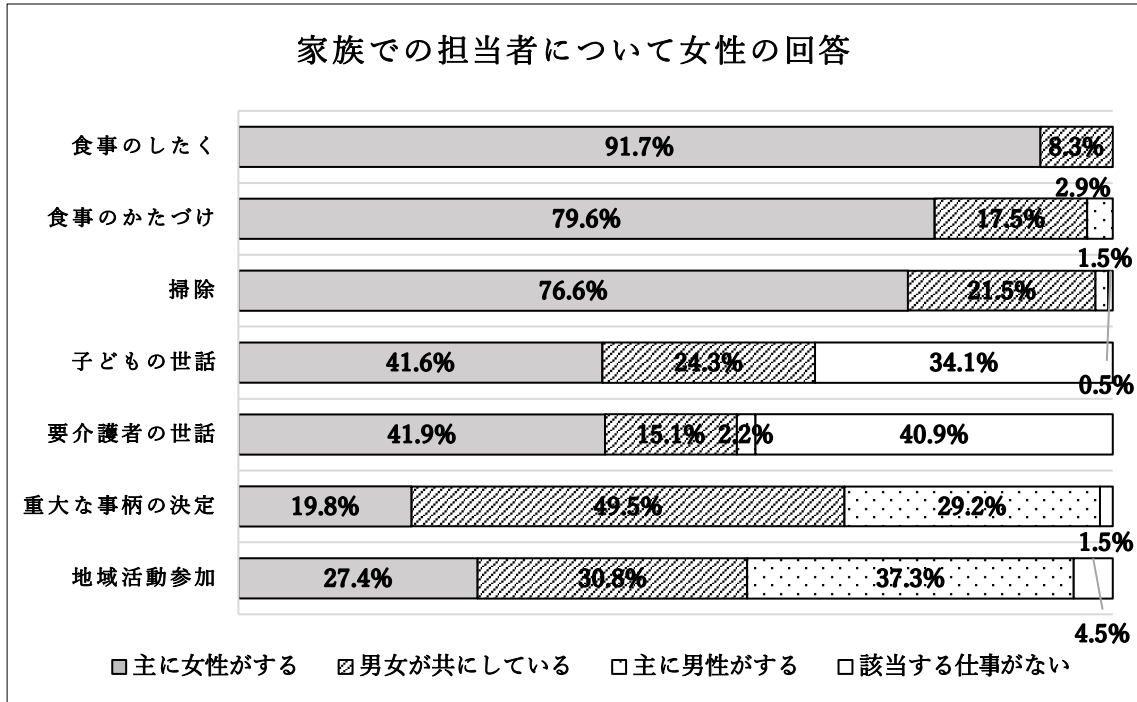
また、女性の参画を増やすには、社会全体でのワーク・ライフ・バランスの推進が必要ですが、意識調査の結果によると、理想のワーク・ライフ・バランスが実現していると答えた人の割合は、男性60.4%（前回66%）、女性57.8%（前回66.9%）で、実現していると答えた人は、男女とも減少しています。仕事、家庭、趣味などの自分の活動のバランスを100%とした場合、その理想とする比率の平均では、男性は「仕事」、女性は「家庭」の理想比率が高く、男女に差があります。

家族の役割分担については、食事のしたくやかたづけ、子どもの世話など、家族内で男女どちらが担当しているかをたずねた結果、全体的にほとんどの家事を女性がするという回答でした。

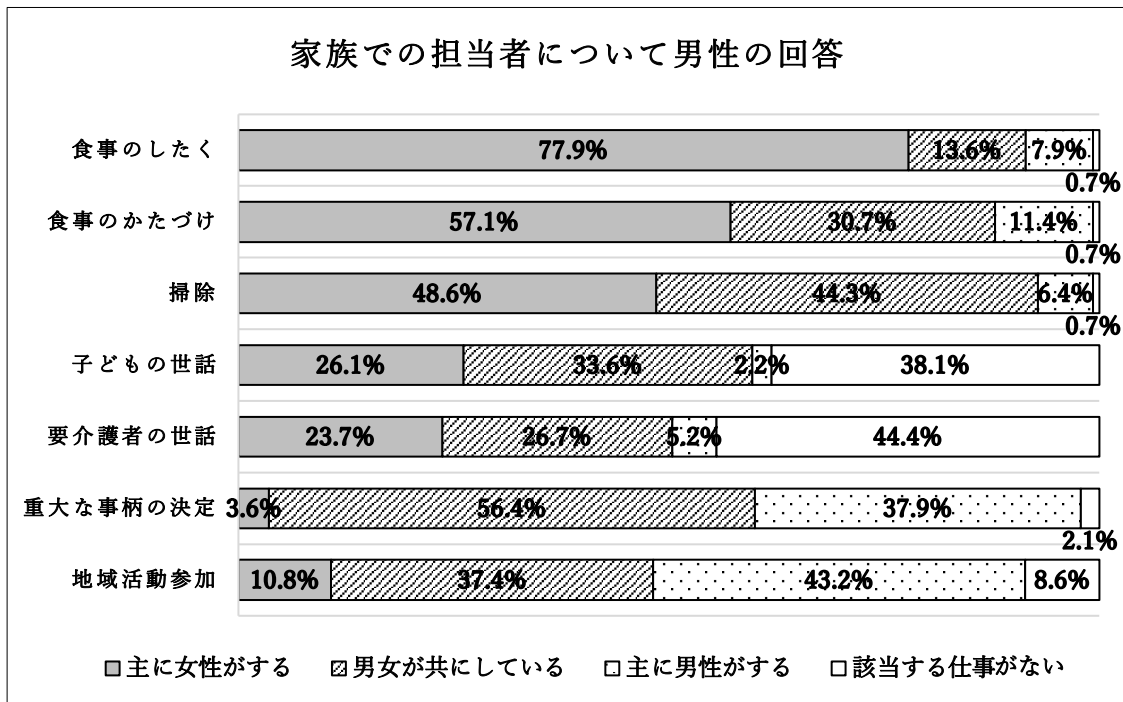
女性の活躍を推進するうえで、慣習の見直しや、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた啓発の推進、事業者支援、家庭生活を共にする構成員としての家族内での役割分担について、男女共同参画の視点で取り組みます。

図表 13

■ 家族内の役割分担 ■



図表 14

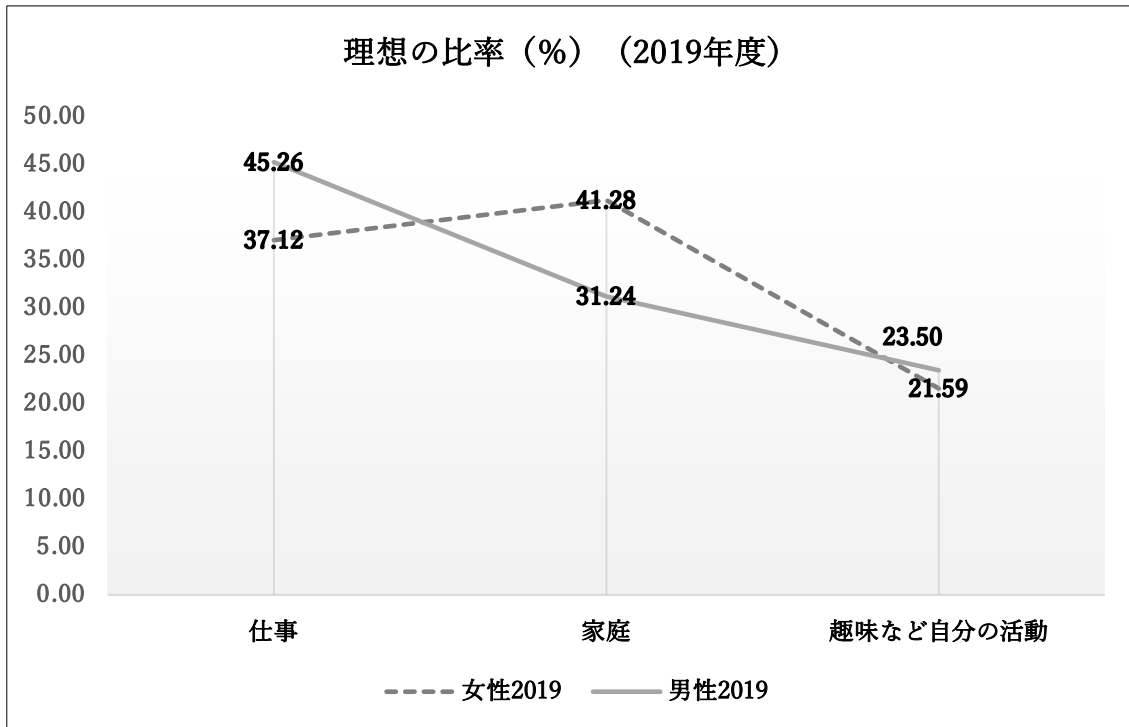


資料：図表 13、図表 14 令和2年3月「男女共同参画に関する市民の意識調査」



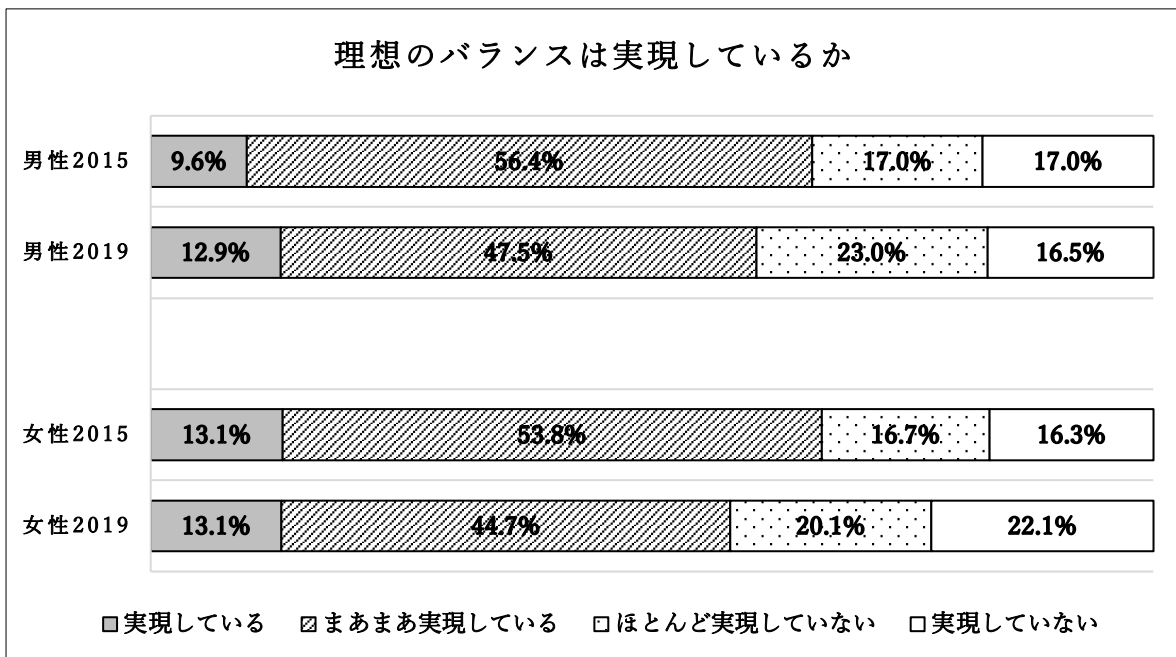
図表 15

■ワーク・ライフ・バランスの理想の比率■



図表 16

■ワーク・ライフ・バランス■



資料：図表 15、図表 16 令和2年3月「男女共同参画に関する市民の意識調査」

## 基本施策 5 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大



### (1) 審議会等への女性の積極的登用

	具体的取り組み	取り組みの内容	所管課
22	審議会等への女性の積極的登用	審議会等への女性参画率の目標を 40%として、積極的に女性の参画を拡大します。 ●女性参画率向上に向けた取り組み ●女性委員「ゼロ」をなくすための取り組み	全課

### (2) 庁内における女性の積極的登用

	具体的取り組み	取り組みの内容	所管課
23	女性の管理職等への登用促進	性別にとらわれない職員配置と職務分担を促進するとともに、女性職員の管理職への登用を進めます。 ●女性職員のスキルアップを支援する講座・研修会を通じた人材育成 ●役職登用者へのフォローの実施	人事課
24	市職員研修の実施	正しい知識を習得し、人権尊重意識や男女共同参画の視点に立って、それぞれの職務の遂行に努めます。 ●人権・同和教育研修を業務と位置づけ、参加促進を強化	人事課

### (3) 地域における男女共同参画の推進

	具体的取り組み	取り組みの内容	所管課
25	地域における女性の参画拡大	地域自治組織及び自治会等の意思決定の場への女性の参画を拡大し、女性の視点も含めた男女共同参画を推進します。 ●地域自治組織等の役員への女性の参画拡大 ●公民館運営委員会への女性の参画拡大	人口拡大課 社会教育課
26	農林漁業団体への女性の参画拡大	農林漁業関係団体などにおける女性の参画を促進し、男女共同参画を推進します。 ●女性グループ活動の支援	農林水産課

## 基本施策 6 女性の活躍推進



### (1) 男女共同参画に取り組む事業者への支援

	具体的取り組み	取り組みの内容	所管課
27	職場における女性の活躍支援	採用者に占める女性比率、勤続年数の男女差、労働時間の状況、管理職に占める女性比率などの <u>状況調査を通して</u> 職場における女性の活躍推進に関する取り組みを行う事業者を支援します。 <ul style="list-style-type: none"> <li>●<u>労働実態調査の活用</u></li> <li>●<u>女性活躍推進に関する制度等の周知</u></li> </ul>	産業支援センター 人権センター
28	ワーク・ライフ・バランス実現のための支援	ワーク・ライフ・バランスをはじめ、男女共同参画についての意識啓発の推進や制度の周知を図ります。 <ul style="list-style-type: none"> <li>●講演会等を通じた意識啓発</li> <li>●育児・介護休業制度の周知</li> <li>●男性の育児・介護休業取得率向上をめざす取り組み</li> </ul>	子ども福祉課 産業支援センター 人権センター
29	働きやすい職場環境づくりへの支援	仕事と子育て等の両立支援に取り組む事業者を支援します。 <ul style="list-style-type: none"> <li>●しまね子育て応援企業（こころカンパニー）認定制度への協力</li> <li>●ワーク・ライフ・バランスに関する制度等の情報提供</li> <li>●子育てを応援するイクボス（管理職）の拡大</li> <li>●主体的に子育てするイクメンの拡大</li> </ul>	子ども福祉課 産業支援センター 人権センター 人事課

※ イクメン

子育てする男性（メンズ）の略語。積極的に子育てを楽しみ、自らも成長する男性のことをいう。

※ イクボス

職場で共に働く部下・スタッフのワーク・ライフ・バランスを考え、その人のキャリアと人生を応援しながら、組織の業績も結果を出しつつ、自らも仕事と私生活を楽しむことができる上司（経営者・管理職）のことをいう。

(2) 多様な働き方への支援

	具体的取り組み	取り組みの内容	所管課
30	就労支援のための情報提供	関係機関と連携し、 <u>就労支援のための情報提供</u> を行います。 ●ホームページや広報を活用した各種イベントの周知	産業支援センター
31	起業への支援	起業をめざす人に対する支援を行います。 ●関係機関と連携し、空店舗などの情報提供や補助を実施	産業支援センター

## 基本目標Ⅳ 男女共同参画社会の実現に向けた環境整備

男女共同参画の視点に立ち、男女ともにライフスタイルを柔軟に選択できる社会の実現に向けた制度・慣行の見直しを進めるとともに、それを支える子育て・介護の支援基盤の整備に努めます。

また、災害の発生は、すべての人の生活に大きな影響を及ぼします。とりわけ、女性や子ども、脆弱な状況にある人が、より多くの影響を受けることが指摘されています。

非常事態においても、さまざまな立場の人に対して、きめ細かな対応ができるよう、防災対策についてはその検討段階から、多様な声が反映されることが必要です。防災分野での男女共同参画の視点を取り入れた、事前の備え、避難所運営、被害者支援に努めます。

### <現状と課題>

意識調査結果では、男女共同参画社会の実現に向け、優先的に取り組むべき課題をたずねたところ、関心の高いものから順に、「高齢者施設や介護サービスの充実」64.5%、続いて「子育て環境・サービスの充実」62.1%、「DV被害者支援」50%でした。

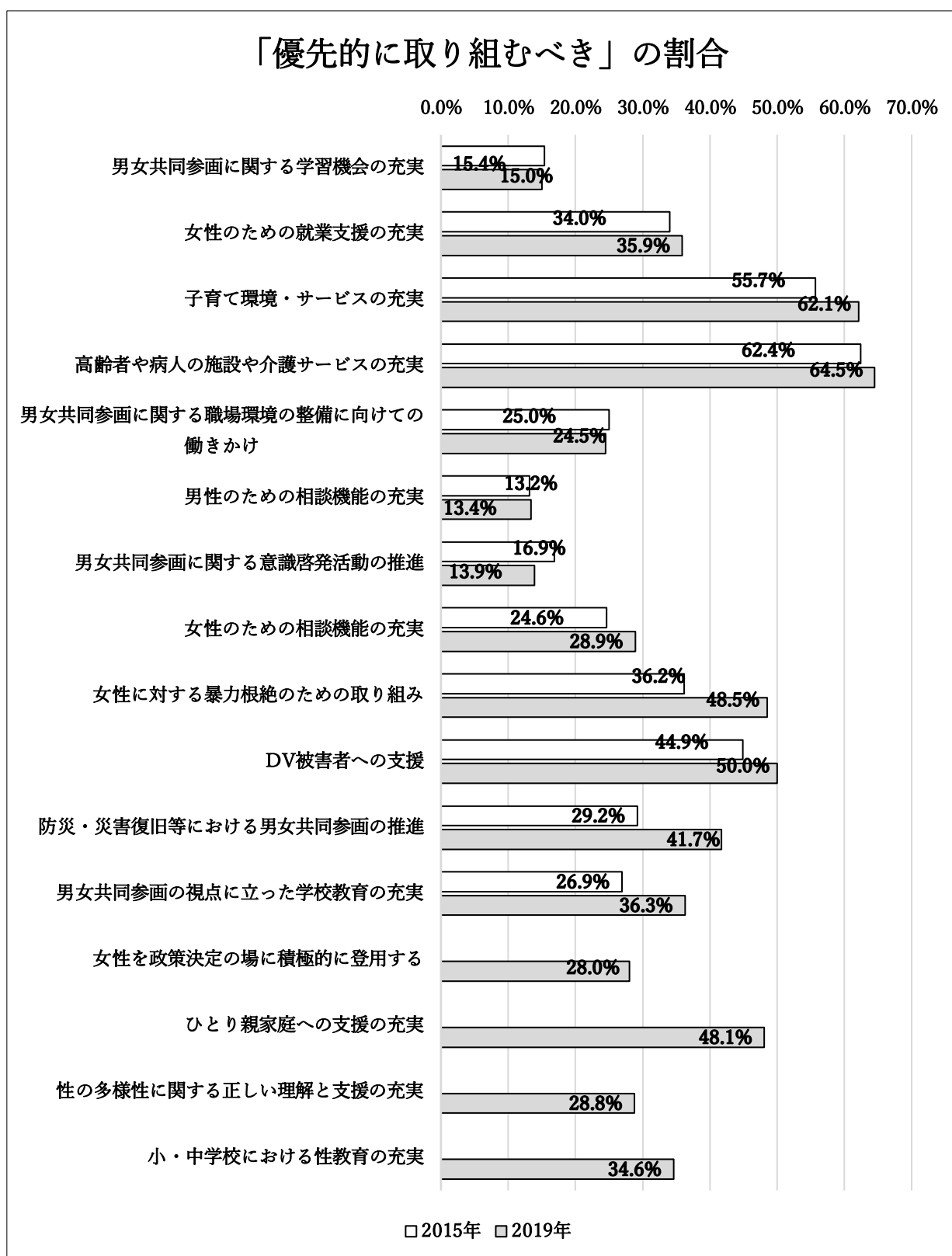
前回との比較においては、「女性に対する暴力根絶のための取り組み」48.5%（前回36.2%）、「防災・災害復旧等における男女共同参画の推進」41.7%（前回29.2%）、「男女共同参画の視点に立った学校教育の充実」36.3%（前回26.9%）と、前回より割合が増え、関心が高まっています。

今回の調査から加えた、「ひとり親家庭への支援の充実」については、48.1%と関心が高く、優先的に取り組む必要があるといえます。

身近でかつ喫緊な課題への要望が強くあげられています。

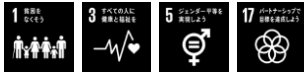
図表 17

■益田市として、優先的に取り組むべき課題■



資料：令和2年3月「男女共同参画に関する市民の意識調査」

## 基本施策 7 男女共同参画の視点に立った各種制度の整備



### (1) 子育て支援の充実

	具体的取り組み	取り組みの内容	所管課
32	保育サービス、家庭支援の充実	<p>様々な就労などの生活形態に応じて、子育て支援サービスを充実し、安心して生活することができる環境を整備します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●保育所・幼稚園における保育サービスの充実</li> <li>●特別保育サービスの実施</li> <li>●ファミリー・サポート・センター事業の実施</li> <li>●子育て短期支援事業の実施</li> <li>●家庭支援の充実</li> </ul>	子ども福祉課 子ども家庭支援課 子育て支援センター
33	放課後児童の居場所の確保	<p>小学生が安全に安心して生活できる放課後の居場所を確保することにより、子育て支援を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●放課後児童クラブの拡充</li> <li>●放課後子ども教室の実施</li> </ul>	子ども福祉課 社会教育課
34	交流機会や相談の場の提供	<p>子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安・悩みを相談できる場を提供します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●子育て支援センター事業の推進</li> <li>●子育てサロンの実施</li> </ul>	子ども福祉課 子育て支援センター

### (2) 介護支援の充実

	具体的取り組み	取り組みの内容	所管課
35	介護に関する知識の普及と心理的支援	<p>仕事と介護が両立できるように、高齢者を介護している家族に対して介護に関する知識を普及し、介護技術の向上と精神的ストレスや不安感の解消を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●介護者を対象とした研修会、交流会の実施</li> </ul>	高齢者福祉課
36	介護者への支援	<p>介護者の疾病等で一時的に介護が困難な状況になった場合に、高齢者、障がい者の生活の安定を図り、介護者の負担を軽減します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●介護保険制度の充実（再掲）</li> <li>●介護保険制度以外のサービスの充実（再掲）</li> <li>●障がい者短期入所、日中一時支援の実施</li> </ul>	高齢者福祉課 障がい者福祉課

## 基本施策 8 男女共同参画の視点に立った防災体制の確立



### (1) 防災分野での男女共同参画の推進

	具体的取り組み	取り組みの内容	所管課
37	防災対策に関する男女共同参画の意識啓発	男女共同参画の視点に立った防災対策の必要性について、意識啓発を行います。 ●防災に関する研修会等の実施 ●益田市男女共同参画推進条例の周知	危機管理課 人権センター
38	自主防災組織への女性の参画促進	災害に備え地域で組織する自主防災組織において、組織委員や役割に応じて編成される各班への女性の参画を促進します。 ● <u>自主防災組織への女性の参画促進を図る</u>	危機管理課
39	男女共同参画の視点に立った避難所運営	性別の違いに配慮した避難所運営を推進します。 ● <u>女性の視点を取り入れた避難所の環境整備を行う</u>	危機管理課



## 第3部

## 計画の推進

### 1. 推進体制

男女共同参画社会を実現するためには、各部署の業務を通じて、男女共同参画の視点を持ち、計画的に推進することが重要です。政策立案に携わる各関係課長で構成する益田市男女共同参画計画推進委員会を中心に、各部署と連携し一体となって取り組みます。

計画の取り組みにあたっては、学識経験を有する者、その他市長が必要と認める者から構成する益田市男女共同参画審議会において、年次ごとの計画、進捗状況等について審議を行い、審議会の意見を反映しながら男女共同参画施策の推進を図ります。

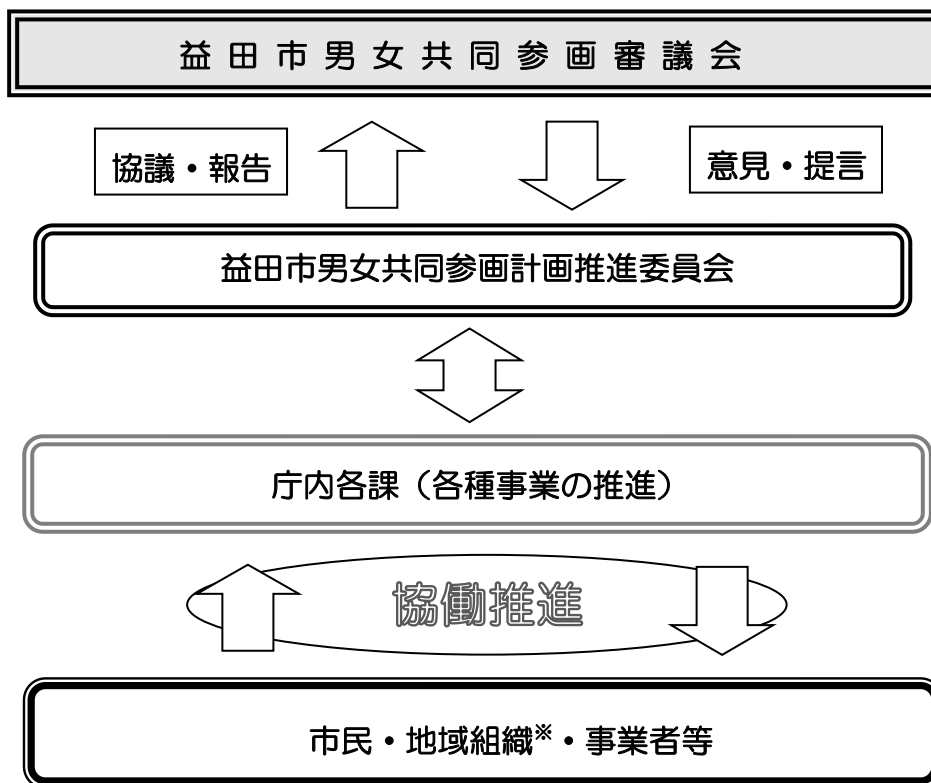
### 2. 市民、地域組織、事業者等との協働推進

男女共同参画社会を実現するためには、行政だけでなく市民や地域組織、事業者等が男女共同参画について理解を深め、それぞれが主体的に取り組んでいくことが大切です。

市民、地域組織、事業者等との協働推進で取り組みます。

また、5年ごと及び必要に応じて、市民への意識調査を行い、実態を把握し市民の意見を取り入れながら進めていきます。

併せて、男女共同参画都市宣言についても検討していきます。



※地域組織とは、自治会やNPO法人など地域の様々な組織をいう。

### 3. 数値目標の設定

基本目標	基本施策	項目	現状値 (R2)	目標値 (R7)	参考
I	1	益田市男女共同参画推進条例の認知度 ※（「概要を知っている」「言葉を聞いたことがある」と答えた人の割合）	42.0%	80%	市民意識調査
		益田市男女共同参画計画の認知度 ※（「概要を知っている」「言葉を聞いたことがある」と答えた人の割合）	45.1%	80%	市民意識調査
		「男は外で働き、女は家庭を守るべき」という性別役割分担意識の肯定否定の割合	肯定 33.7% 否定 46.3%	—	市民意識調査
		学校教育の場における、男女の地位の平等意識度 ※（「学校教育の場で男女は平等になっていると思いますか」平等の回答の割合）	60.8%	100%	市民意識調査
		益田版「カタリ場」の小中学校での開催割合	96.0% (R2)	100%	開催割合
		生活相談員の研修開催数	3回	6回	開催回数
II	2	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV法）の認知度 ※（「概要を知っている」「言葉を聞いたことがある」と答えた人の割合）	80.7%	100%	市民意識調査
		DVの相談窓口の認知度 ※（ドメスティック・バイオレンスに関する窓口を知っている「知っている」と答えた人の割合）	男性 42.4% 女性 41.7%	男性 50% 女性 50%	市民意識調査
		デートDV（交際相手からの暴力）の認知度 ※（「概要を知っている」「言葉を聞いたことがある」と答えた人の割合）	30.6%	40%	市民意識調査
	3	全体計画に基づく組織的な性に関する指導の実施状況	79.2%	100%	県教育庁保健体育課調査
		1年間の地域や職場での健康に関する学習の場への参加状況	18.2% (R2)	健康増進計画に合わせる	健康づくりに関するアンケート調査
	4	主観的幸福感の高い高齢者の割合	42.1% (R元)	50% (R7)	介護予防・日常生活圏域ニーズ調査
障がい者の介護の実態調査 介護による、離職者		—	0人	新規の調査	
III	5	審議会等への女性の参画率	29.4%	40%	国、県調査審議会等女性の参画率
		女性が委員として参加している審議会等への比率	88.7%	100%	国、県調査審議会等女性の参画率
		市の施策への女性の意見反映度 ※（「十分に反映されている」「ある程度反映されている」と答えた人の割合）	56.4%	80%	市民意識調査
		家族経営協定数	37件	42件	協定数

基本目標	基本施策	項目	現状値 (R2)	目標値 (R7)	参考
	6	ワーク・ライフ・バランスの認知度 ※（「概要を知っている」「言葉を聞いたことがある」と答えた人の割合）	64.8%	80%	市民意識調査
		益田鹿足雇用推進協議会等事業者に対し、ワーク・ライフ・バランスをはじめ、女性活躍推進に関する情報提供を行う	年3回	年3回	情報提供回数
	7	ファミリー・サポート・センター事業会員登録者数（依頼・提供）	238人	250人	登録者数
		放課後児童クラブ数	16施設	17施設	クラブ数
Ⅳ	8	自主防災組織への女性の参画	R元 67組織	80組織	組織数

※令和2年3月に実施した市民意識調査結果による数値

#### 4. 計画の進捗管理

本計画の実施にあたっては、益田市男女共同参画審議会において評価するとともに、益田市男女共同参画計画推進委員会と連携を図り改善や見直しなど必要な措置を講じます。評価結果についてはホームページ等を通じて公表します。

## 《資料編》

- 男女共同参画に関する意識調査結果について
- 相談機関等
- 男女共同参画社会基本法
- 「女性の職業生活における活躍推進に関する法律」
- 「配偶者からの暴力防止及び被害者の保護等に関する法律」
- 「配偶者からの暴力防止及び被害者の保護等に関する法律」の仕組み
- 益田市男女共同参画推進条例
- 益田市男女共同参画推進条例施行規則
- 益田市男女共同参画審議会委員名簿
- 用語の解説一覧

※予定

## 男女共同参画に関する意識調査結果について

### 1. 調査の目的

男女共同参画に関する市民の意識や生活実態、要望を把握し、次期策定の「第4次益田市男女共同参画計画」の基礎資料にするとともに、調査結果を参考に今後の男女共同参画社会に実現に向けた施策に一層の充実を図る。

### 2. 調査の対象及び抽出方法

益田市住民基本台帳から無作為抽出した、満18歳以上の1,000人

### 3. 調査の方法と実施時期

郵送配布・郵送回収による郵送調査方法（市民に対しての計画策定の周知及び、意識調査回収率向上のため、告知端末放送を実施。）

令和2年3月 2日（月） 調査票発送

5月13日（水） 最終回答票到着

### 4. 調査内容

性別役割、女性の社会参画、女性と仕事、仕事と家庭・地域・個人の生活との調和（ワーク・ライフ・バランス）、女性の人権、男女共同参画の重要課題について、全14問のアンケート調査。

### 5. 回収結果

回収数 383人

回収率 38.3%

有効回収数 383人（男性145人、女性213人、無回答25人）

※ 意識調査分析を掲載予定